

2. 看護職員が新型インフルエンザに多数罹患し、欠員となった場合

問題

平均入院患者数からインフルエンザ患者を除いたとしても、看護職員が多数インフルエンザに罹患し欠員が生じた場合には、施設基準を満たせなくなる



現在、「1か月以内の1割以内の一時的変動」については、特例として施設基準が落ちないこととしており、この特例を「まん延期に限り、2割以内の一時的変動」まで認めることとする

【具体的事例】

H20. 8~H21. 8

- 平均入院患者数30人の病棟が4つ
- 10対1の看護配置 3交替

H21. 9~12(インフルエンザ流行)

- 看護師がインフルエンザに多数罹患
- 病棟の1日当たり看護職員数が3~6人減少

H22. 1~(インフル流行終了)

- 平均入院患者数30人の病棟4つの体制にもどす

		H20 8月	H21 7月	8月	9月	10月	11月	12月	H22 1月	2月	3月
実績	① 1日平均入院患者数	120.0		120	160	170	170	160	120	120	120
	新型インフルエンザ患者を除いた平均入院患者数	—		—	120	120	120	120	—	—	—
施設基準 の計算	② 直近1年間の1日平均入院患者数(切り上げ)	—		120	120	120	120	120	120	120	120
	③ 1日必要看護職員数(切り上げ)	—		36	36	36	36	36	36	36	36
	1割以内の変動	—				32.4	32.4	32.4	32.4		
	2割以内の変動	—				28.8	28.8	28.8	28.8		
	④ 前月の1日当たり看護職員配置数	—		36.0	36.0	33.0	33.0	30.0	30.0	36.0	36.0
	看護配置数の減少数	—				▲ 3.0	▲ 3.0	▲ 6.0	▲ 6.0		

- 「1か月以内の1割以内の変動」を認める現行制度では、10月は施設基準を維持できるが、2ヶ月目の11月は施設基準を満たせなくなる
- 特例を「まん延期まで」に広げた場合でも、看護師が更に欠員となった12月は1割以内の変動を超えるため、施設基準を満たせなくなる

3、病棟を増やす又は夜勤体制を強化するなどの対応を行い、総夜勤時間数が増加した場合

問題点

休眠病棟を活用して患者を受け入れたり、夜勤体制を強化(2人夜勤から3人夜勤に変更するなど)したりした場合、総夜勤時間数が増加するため、夜勤人員の増員ができない場合には、月平均夜勤時間数72時間以内という施設基準を満たせなくなる



現在、「3か月以内の1割以内の一時的変動」については、特例として施設基準が落ちないこととしており、この特例を「まん延期に限り、2割以内の一時的変動」まで認めることとする

【具体的事例】

H21. 8

- 病棟が3つ
- 準夜:深夜 = 2人:2人 の夜勤体制
- 夜勤実人員は48人

H21. 9~12(インフルエンザ流行)

- 休眠している病棟を1つ活用 → 合計4病棟に
- 看護師は他の3病棟から応援
- 夜勤実人員数を増やせないケース

H22. 1~(インフル流行終了)

- 3病棟の体制にもどす

		H21 8月	9月	10月	11月	12月	H22 1月	2月	3月
実績	① 病棟数	3	4	4	4	4	3	3	3
	② 総夜勤時間数 (31日計算)	2976	3968	3968	3968	3968	2976	2976	2976
	③ 夜勤実人員数	48	48	48	48	48	48	48	48
施設基準 の計算	④ 前月の1人当たり 平均夜勤時間数	—	62.0	82.6	82.6	82.6	82.6	62.0	62.0
	⑤ 1人当たり平均夜 勤時間数の規制	—	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0	72.0
	1割以内の変動			79.2	79.2	79.2	79.2		
	2割以内の変動			86.4	86.4	86.4	86.4		

※小数点2位以下切り捨て

○ 「3か月以内の1割以内の変動」を認める現行制度では、10月以降、施設基準を維持できない

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

新型インフルエンザの流行に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いについて

現在、新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行に備え、都道府県等において重症化した患者の入院医療機関の受入体制の検討を行っているところであるが、新型インフルエンザ患者を受け入れる保険医療機関においては、入院患者の一時的な急増や職員が新型インフルエンザに罹患することによる看護職員の一時的な欠員などにより、地方厚生（支）局に届け出ている入院基本料の施設基準を満たせなくなるおそれがある。

今般、新型インフルエンザ患者を受け入れた保険医療機関の診療報酬上の評価を適切に行う観点から、当該保険医療機関の入院基本料に係る施設基準について、臨時的な対応として下記のとおり取り扱うこととしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、下記における「新型インフルエンザ患者」とは、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者及び新型インフルエンザとの確定診断には至らないがインフルエンザと診断された患者のことをいうものとし、「流行期」とは、国立感染症研究所感染症情報センターの「警報・注意報発生システム」により、インフルエンザの注意報が発せられている日の属する月のことをいうものであり、都道府県単位で判断するものとするが、当該都道府県管内保健所の1箇所でも注意報が発せられている場合には、当該都道府県は流行期にあるものとする。

また、下記の取扱いは、新型インフルエンザ患者を受け入れた保険医療機関の診療報酬上の評価を適切に行う観点から行うものであって、看護要員の労働時間が適切であることが求められることは当然のことであり、例えば、非常勤職員を新たに採用するなど、看護要員の過重労働の防止に配慮すべきであることを申し添える。

記

- 1 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
(平成20年3月5日保医発第0305002号。以下「基本診療料の施設基準等通知」という。)別添2の第2の4(1)の規定にかかわらず、臨時的な対応として別途通知するまでの間、流行期(※注)において新型インフルエンザ患者の入院診療を行った保険医療機関においては、入院していた新型インフルエンザ患者は入院患者の数から除くことができるものとする。ただし、入院患者数から除くことのできる新型インフルエンザ患者の数は、当該保険医療機関の平均入院患者数(基準月(新型インフルエンザ患者を入院患者数から除いて計算しようとする月の前月をいう。)から起算して過去1年間の平均入院患者数とする。)を超えて入院した新型インフルエンザ患者の数に限るものとする。
(※注)「流行期」とは、国立感染症研究所感染症情報センターの「警報・注意報発生システム」により、インフルエンザの注意報が発せられている日の属する月のことをいうものであり、都道府県単位で判断するものとするが、当該都道府県管内保健所の1箇所でも注意報が発せられている場合には、当該都道府県は流行期にあるものとする。
- 2 基本診療料の施設基準等通知の第3の1(1)の規定にかかわらず、臨時的な対応として別途通知するまでの間、流行期において新型インフルエンザ患者の入院診療を行った保険医療機関においては、月平均夜勤時間数については、流行期の間の2割以内の一時的な変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとする。
- 3 基本診療料の施設基準等通知の第3の1(3)及び(4)の規定にかかわらず、臨時的な対応として別途通知するまでの間、流行期において新型インフルエンザ患者の入院診療を行った保険医療機関においては、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者(以下「看護要員」という)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、流行期の間の2割以内の一時的な変動の場合には、変更の届出を行わなくてもよいものとする。
- 4 上記1から3の臨時的な取扱いを行う保険医療機関においては、流行期における新型インフルエンザの入院患者数について別紙様式を参考として整理し、それに基づき基本診療料の施設基準等通知の別添7様式9を整理しておくこと。
- 5 国立感染症研究所感染症情報センターの発表するインフルエンザの注意報は、以下のHPにおいて毎週更新されるものであるため、保険医療機関においては留意すること。

※国立感染症研究所感染症情報センターの「インフルエンザ流行レベルマップ」
<https://hasseidoko.mhlw.go.jp/Hasseidoko/Levelmap/flu/index.html>

別紙様式

※本様式の内容を全て含んでいるものであれば、
これ以外の様式による整理でも可である。

平成 年 月分 新型インフルエンザ入院患者整理表

A 前月から起算して過去一年間の平均入院患者数 (例) 120 人

日付	(例1)	(例2)	(例3)	1	2	3	4			25	26	27	28	29	30	31
B 入院患者数	130	130	110													
C Aを超えた入院患者数 (B-A)	10	10	—													
D 新型インフルエンザ 入院患者数	5	15														
E CとDのうち小さい数	5	10														
F B-E	125	120	110													

注1) 「前月から起算して過去1年間の平均入院患者数」を超えて入院させた新型インフルエンザの患者については、入院患者数から除外できる。

したがって、Fの数値を入院患者数として扱うことができる。

注2) 「前月から起算して過去1年間の平均入院患者数」とは、例えば、平成21年9月に入院した新型インフルエンザ患者数の除外を計算する際には、平成20年9月から平成21年8月までの平均入院患者数のことを言う。

注3) 例3のように、入院患者数Bが、Aを超えない場合には、Bをそのまま入院患者数としてカウントすることとなる。

(参考)

- 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (抜粋)
(平成 20 年 3 月 5 日保医発第 0305002 号)

第 1 基本診療料の施設基準等

基本診療料の施設基準等については、「基本診療料の施設基準等」(平成 20 年厚生労働省告示第 62 号)に定めるものの他、下記のとおりとする。

- 2 入院基本料等の施設基準等は別添 2 のとおりとする。

第 3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。また、病床数に著しい増減があった場合にはその都度届出を行う。

ただし、次に掲げる事項についての一時的な変動についてはこの限りではない。

- (1) 平均在院日数及び月平均夜勤時間数については、暦月で 3 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動。
- (2) 医師と患者の比率については、暦月で 3 か月を超えない期間の次に掲げる範囲の一時的な変動
- ア 医療法に定める標準数を満たしていることが届出に係る診療料の算定要件とされている場合
当該保険医療機関における医師の配置数が、医療法に定める標準数から 1 を減じた数以上である範囲
- イ 「基本診療料の施設基準等」第五の二の(2)、四の(2)及び六の(3)の場合
常勤の医師の員数が、当該病棟の入院患者数に 100 分の 10 を乗じて得た数から 1 を減じた数以上
- (3) 1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者 (以下「看護要員」という。)の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師 (以下「看護職員」という。)の数に対する看護師の比率については、暦月で 1 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動。
- (4) 医療法上の許可病床数 (感染症病床を除く。)が 100 床未満の病院及び特別入院基本料を算定する保険医療機関にあっては、1 日に当たり勤務する看護要員の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護職員の数に対する看護師の比率については、暦月で 3 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動。
- (5) 算定要件中の該当患者の割合については、暦月で 3 か月を超えない期間の 1 割以内の一時的な変動。